

平成22年川俣町議会第6回定例会会議録

平成22年川俣町議会第6回定例会は、9月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君
監査委員	斎藤庸夫君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願の委員会付託

諸般の報告

議報告第3号 例月出納検査の結果報告について

議報告第4号 教育委員会の所管事務に係る点検評価に関する報告について

報告第6号 寄附採納報告

報告第7号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

議案第58号 第5次川俣町振興計画基本構想について（説明）

議案第59号 川俣町過疎地域自立促進計画について（説明）

議案第60号 川俣中学校後者耐震補強・改修工事請負契約の一部変更について  
（審議採決）

議案第61号 公社造林契約の一部変更について（説明）

議案第62号 川俣町小島財産区公社造林契約の一部変更について（説明）

議案第63号 川俣町飯坂財産区公社造林契約の一部変更について（説明）

議案第64号 川俣町大綱木財産区公社造林契約の一部変更について（説明）

議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（説明）

議案第66号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（説明）

議案第67号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（説明）

議案第68号 伊達地方衛生処理組合規約の変更について（説明）

議案第69号 平成21年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について（説明）

議案第70号 平成21年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（説明）

議案第71号 平成21年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
（説明）

議案第72号 平成21年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（説明）

議案第73号 平成21年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（説明）

議案第74号 平成21年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（説明）

議案第75号 平成21年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について  
（説明）

議案第76号 平成21年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（説明）

議案第82号 平成21年度川俣町水道事業会計決算の認定について（説明）

議案第83号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第3号）（説明）

議案第84号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（説明）

- 議案第 85 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 86 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
（説明）
- 議案第 87 号 平成 22 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 88 号 教育委員会委員の任命について（審議採決）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成22年第6回川俣町議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。  
今日は気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第118条の規定により、議長において9番議員 新関善三君、10番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。  
石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る9月6日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から17日までの9日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等の結果報告を受けます。次に、一般議案10件の内容説明及び変更契約の締結について審議、採決を行い、平成21年度一般会計、国保特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、水道事業会計、以上決算9件と平成22年度一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の補正予算5件について、提案内容の説明を受けます。その後、人事同意2件について提案内容の説明を受けた後、審議採決をしていただき、午後4時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は各常任委員会を開催していただき、日程等の決定をお願いいたします。第2日目の10日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の11日は土曜日、第4日目の12日は日曜日のため休会であります。第5日目の13日、月曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は6名の方を予定しております。第6日目の14日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行います。一般質問は3名の方を予定しております。一般質問終了後、一般議案10件の審議、採決を行い、平成21年度決算2件については、質疑の後、所管の常任委員会に付託をしていただきます。なお、平成21年度決算のうち、各財産区決算5件については内容説明の後、審議、採決をしていただきます。また、平成2

2年度補正予算5件は質疑の後、所管の常任委員会に付託をしていただき、午後5時ごろ散会の予定であります。第7日目の15日、水曜日及び第8日目の16日、木曜日は、各常任委員会を開催していただき、付託案件の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第9日目の17日、金曜日は、午前10時から午前11時まで各常任委員会を開催していただきます。なお、追加議案等が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、常任委員長から請願の審査結果など、付託案件について報告を受けた後、平成21年度決算9件、平成22年度補正予算5件について、採決を行います。その後、追加議案等が予定をされておりますので、これらをすべて議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、9日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日、ここに、平成22年第6回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告2件のほか、議案は、第5次川俣町振興計画基本構想についてをはじめ、平成21年度一般会計、各会計の決算の認定、平成22年度一般会計補正予算など30件、人事同意が2件でございます。

さて、これらの提案要旨の説明に先立ちまして、平成21年度の決算の状況や町政の近況などについて、ご報告を申し上げます。

はじめに、第1点目、国の地域活性化・公共投資臨時交付金事業などを活用した平成21年度からの川俣中学校耐震補強工事などの繰越事業につきましては、そのほとんどが発注済みとなっております。現在、各現場におきましては安全衛生に留意されながら事故もなく、工事や改修等が順調に進んでいるところでございます。これらの事業を通して、町内の経済の活性化にもつながるものと期待しております。また、9月30日には、川俣中学校の全生徒が、この耐震工事についての勉強会を開催する運びとなったところでございます。

次に、第2点目、平成21年度決算の状況でございますが、景気の低迷、雇用情勢の悪化などの影響により、町税の減収や地方消費税交付金などの各種交付金が減

額となりましたが、普通交付税において、基準財政需要額に地域雇用創出推進費が創設されたことや特別交付税についても人口減少率が考慮され算定となり、増額となりました。必要な財源が確保できたことにより、歳入総額は59億1,063万3,000円で、前年度と比べ3億2,831万6,000円、5.9%の伸びとなりました。実質収支では、1億1,759万2,000円の黒字決算となったところでございます。後ほど担当課長から説明いたさせますが、財政の健全化に関する法律に基づく資料につきましては、健全に推移をしております。

次に、第3点目といたしまして、産業の状況についてご報告申し上げます。9月に入りましても猛暑が続いておりますが、こうした異常気象の中、農業は全般的に灌水設備のあるところ以外では生育が良くない状況となっております。水稻につきましては、先日、東北農政局により、8月15日現在の作柄概況が発表されました。作柄は「やや良」となっておりますが、本町におきましては、収量は上回るものの、高温障害による品質の低下が懸念をされております。葉タバコにつきましては、春先の植え付け時の低温、降雪による生育の遅れ、7月からの高温による枯れ上がりや赤星病が発生し、品質の低下と収量減が心配をされております。野菜では、インゲンが平年の半作以下で、チェリートマトも収量が落ち込み、野菜全般としましては、収量減による単価高で推移しているものの、厳しい状況に変わりはないとのこととでございます。また、病害の発生は少ないものの、害虫の異常な発生による被害が例年になく多いとのこととでございます。花き類につきましても、高温干ばつにより開花時期に不揃いがみられました。ここ数年、新規参加者が増加している小菊栽培では、現在の生産農家数は25件、栽培面積は6.1ヘクタールであります。今年も全般的に病気の発生が少なく推移いたしましたが、一部虫害が見られました。生育につきましては、干ばつが続いたわりにはまずまずの生育が見られましたが、夏季のお盆時期に開花遅れが3割程度見受けられました。これからの彼岸時期に向けた生育は、順調に推移しているとのこととでございます。また、新たな特産品づくりを目指して、ニンニク栽培を手がけている阿武隈ニンニク生産組合は、現在、生産農家数7件で、栽培面積は2.1ヘクタールですが、高温による障害もなく収穫を終え、県内大手スーパー、また農協直売所等に出荷をしているところでございます。これら農産物に対しましては今後の気象状況などを注視するとともに、生産体制等につきましても、状況把握に努めてまいりたいと考えております。

商業につきましては、依然として厳しい状況は続いておりますが、残暑が続く中、一部では夏物衣料の陳列を目立たせるところや、扇風機やクーラーなどの家電の売れ行きが良いため、品薄状態であるとのこととでございます。現在、川俣町商工会を事業主体に、中心市街地イルミネーション事業を取り組んでおりますが、イルミネーションを活用した話題づくりによる集客と、その相乗効果にも大きな期待を寄せているところでございます。

工業は、各業界の在庫処理が進み十分ではないものの、若干の回復傾向にあるというところでございますが、依然として先が見えない状況ということが言われており

ます。自動車産業につきましては、政府のエコカー減税などの経済対策の効果もあり、全般的に生産活動にも動きが出てきているとのことでございます。しかし、ここに来て急激な円高の進行やエコカー補助金が底をつくなど、輸出関連産業に対する国の早急な経済対策が求められております。

次に、第4点目、雇用労働についてでございますが、先月27日に公表されました最近の県経済動向によりますと、雇用労働は引き続き厳しい状況にあるものの、改善の動きがみられるとのことでもあります。ハローワーク福島によりますと、県内の失業情勢で、7月の有効求人倍率は0.45倍で、5月以降上昇を続けるなど持ち直しの動きが見られ、上昇率の高い業種は、前年同月比で製造業が31%、運輸、郵便業で29.4%の上昇とのことでございます。本町の7月の新規求人数は、16名に対し、新規求職者数は44名で、求人倍率は0.36と依然として厳しい状況であります。9月1日には高校生の就職活動が開始され、町内企業でも一部には昨年を上回る採用計画を立てているところもございますが、採用を考慮中というところもありまして、今後、関係機関との連携を密にしながら、雇用の確保に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

第5点目といたしまして、スポーツ面における本町の中学生の活躍が目立っていることにつきまして、ご報告を申し上げます。県中体連陸上競技におきまして、2年男子100メートルで、川俣中学校2年生男子が優勝しましたほか、3種目で入賞いたしました。東北中学校陸上競技大会では、2年生男子100メートルで2位に入賞いたしました。また、全国少年フェンシング大会では、川俣中学校3年生男子が5位、岩手県で開催されました東北総合体育大会国体フェンシング競技東北予選会では、本町の中学3年生を含む高校生による福島県代表チームの少年男子が2位、少年女子が3位で、ともに10月に千葉県松戸市で開催される「ゆめ半島 千葉国体2010」に出場することとなっております。今後の更なる活躍を期待するものでございます。

続きまして、第6点目、夏恒例のイベントとなりましたからりこフェスタでございますが、今年も8月14日、盆踊り、夜市、それに花火大会と、大人から子どもまで楽しめる盛りだくさんのイベントが盛大に繰り広げられました。子どものお囃子によるこども盆踊りに始まり、今年で8回目と定着してきました「新川俣音頭踊り流し」、多くの踊り手による「一般盆おどり」、「仮装盆おどり」と趣向を凝らし、老若男女が楽しんだ盆踊り、特設ステージでは、山木屋太鼓の演奏からコスキンサマーコンサートなど、夏まつりを大きく盛り上げておりました。鉄炮町から中丁までの会場内は多くの人々が行き交い、活気にあふれた夏まつりとなりました。なお、昨年度から取り入れた国の電源地域に対する助成事業や花火大会用募金などにより、フィナーレを飾る花火大会も充実したすばらしい盛り上がりとなったところでございます。川俣町商工会ほか54団体による実行委員の皆様方のご努力と多くの方々のご協力、ご支援の賜と改めて感謝を申し上げます。また、町内各地におきましても、それぞれの伝統や文化を守り、伝える盆踊りが開催されまして、地域における

皆さん方がこの夏のひとときを楽しく過ごされて、大変にぎやかな夏のひとときとなったところでございます。各地区の実行委員の皆さん方のご努力に心から敬意を表する次第であります。

次に、第7点目といたしまして、8月28日と29日に開催いたしました「川俣シャモまつり」について、ご報告申し上げます。川俣シャモまつりは、福島県ブランド認証地鶏川俣シャモを楽しめるイベントとして開催してきておりまして、今年で8回目となりました。今年は、世界一長い焼き鳥の24.24メートルの記録保持者であることから、世界一長い川俣シャモの丸焼き14メートル、24羽に初挑戦し、大いに参加者を楽しませたところでございます。また、9月4日、北海道美唄市の青年会議所が中心となって、川俣町の記録24.24メートルに挑戦する「世界一長いやきとり・美唄やきとり祭り」が開催され、もう限界と思われていた川俣町の記録を破る24.83メートルの新記録が達成され、今後また川俣町も挑戦するというようなことの中から、全国それぞれの挑戦しておる町においても、この交流などを通してながら地域の地鶏文化、そしてまた川俣シャモの一層のPRを図ってまいりたいと考えております。

次に、第9点目、先月、8月29日に開催されました東京川俣会の大会について、ご報告をいたします。本年の大会は、飯坂方面出身の方々を中心に実行委員全委員となり、第20回の東京川俣会記念大会として、170名を越す参加者の下、盛会に開催されました。ふるさとを離れ、東京方面で活躍されている会員の皆様方が一堂に会し、お互いに元気に近況を語り合う姿にいつも暖かい温もりを感じながら、ふるさと川俣へ寄せる熱い思いをお聞きし、また励まされ、大変盛会な大会となったところであります。当日は、議会からも佐藤喜三郎議長、高橋眞一郎議員にご出席をいただき、御礼を申し上げます。また、第2部の余興におきましては、飯坂盆踊りお噴子継承保存会の皆さんも招待され、楽しく、にぎやかに交流を深めてきたところでございます。

次に、第9点目ではありますが、今年は大正9年以来、5年ごとに行われている平成22年国勢調査の年であります。今月3日、総務大臣から任命を受けた調査員90名を対象とする事務打合会を開催し、平成22年国勢調査の内容や調査員事務について説明を行い、万全を期して正確な調査を進めてまいりたいと考えております。

それでは、提出議案等の要旨について説明申し上げます。

報告第6号、寄付採納報告は、寄付採納6件について、報告を行うものでございます。

報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度の決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付したうえ、議会に報告を行うものでございます。

議案第58号、第5次川俣町振興計画基本構想につきましては、第4次振興計画

が平成22年度で終了するため、第5次振興計画として造るものでありまして、新しい川俣町の将来像を、「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいの町 かわまた」と定め、これからも町の特性を活かしながら課題の解決に向け、町民が笑顔にあふれ、元気に暮らしていける町であり続けることを目指し、第5次振興計画審議会答申を受け、第5次川俣町振興計画基本構想（案）を策定いたしましたので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第59号、川俣町過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が平成28年3月31日まで延長されたことを踏まえ、川俣町過疎地域自立促進計画（案）を策定し、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号、川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の一部変更については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の一部変更について、議会の議決を求めるものであり、管理棟のクラック補修などの工事が生じたため、契約金額を増額しようとするものでございます。

議案第61号、公社造林契約の一部変更については、社団法人福島県林業公社の抜本的な経営改革により、公社と川俣町において昭和45年1月20日に契約を行った公社造林契約の分収割合を契約時の公社100分の60、川俣町100分の40を公社100分の90、川俣町100分の10とする分収割合の変更について、議会の議決を求めるものでございます。本案は、木材の市場価格の長期低迷や林業を取り巻く環境の変化により、著しく悪くなった林業公社の経営環境を改善すべく、平成18年5月の林業公社通常総会において、提示された経営改善計画に基づいた分収割合の見直しについての案件でございます。当案件については、林業公社より提案あった平成18年度より公社、県との話し合いや議会全員協議会への報告など、公社を取り巻く現状について理解を図りながら、個人所有者、財産区、他市町村の動向等を踏まえて検討を重ねてきましたが、個人所有者の約70%、各財産区の契約変更に対する同意を得た現在、町所有の分収林についても、契約変更を提案させていただくものでございます。

議案第62号、川俣町小島財産区公社造林契約の一部変更についてから議案第64号、川俣町大綱木財産区公社造林契約の一部変更についてまでは、林業公社の抜本的な経営改革により、公社と財産区との公社造林契約について、分収割合の変更をしようとするものでございます。

議案第65号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の給与は地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、法律又は条例により特に認められた場合を除き、全額を支払わなければならないとされており、給与からの控除については、税金や共済組合経費など、法律で定めるもののほかは、条例において給与から控除するものを定めなければならないとされていることに基づき、職員給

与にかかる控除規定を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第66号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができる職員の範囲の拡大及び再度の育児休業をする際の特別の事情等について、改正を行うものでございます。

議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する請求対象者の拡大等の改正を行うものでございます。

議案第68号、伊達地方衛生処理組規約の一部変更については、同組合による粗大ごみ処理施設整備事業にかかる組合構成市町負担を定めるため、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、伊達地方衛生処理組合の規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第69号、平成21年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第82号、平成21年度川俣町水道事業会計決算の認定についてまでは、それぞれ平成21年度川俣町各会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございますが、監査委員の審査意見書のほか、決算に伴います主な事業の成果の概要及び各会計の執行の実績につきましては、附属資料のとおりでございます。

次に、議案第83号、平成22年度、川俣町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本補正予算は、既定の予算額60億7,381万7,000円に、歳入歳出それぞれ9,216万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,598万2,000円とするものでございます。歳入におきましては交付額の確定により、地方特例交付金450万円や地方交付税のうち普通交付税6,796万2,000円の増額。国庫支出金で土木施設災害復旧国庫負担金1,009万9,000円、県支出金で緊急雇用創出基金事業補助金177万1,000円などの増額でございます。繰入金では、3号補正の歳入に対する不足額1,734万4,000円を財政調整基金から繰入れ、平成21年度決算による繰越金3,879万6,000円の増額、債務負担行為補正ではすみよし保育園運営委託料の期間を平成23年度から27年度までとし、限度額を6億5,023万7,000円とするものでございます。地方債補正では、臨時財政対策債を5,340万円減額し、補正後の限度額を3億8,440万円とするものでございます。歳出におきましては、維持補修費で農業用水路整備資材代307万6,000円、扶助費で災害弔慰金250万円、補助費等では後期高齢者医療給付費負担金644万4,000円などの増額、普通建設事業費では町道5か所の道路維持補修費1,638万円、川俣中学校プール修繕工事費613万7,000円の増額、土木施設災害復旧工事費3か所で1,514万1,000円などの増額、繰出金では国民健康保険特別会計へ1,588万6,000円の増額などでございます。

議案第84号、平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、

事業勘定において、既定の予算額17億9,555万2,000円に歳入歳出それぞれ1,693万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,249万1,000円とするものでございます。歳入では、課税按分率を据え置くこととした税負担軽減対策により、国民健康保険税2,006万1,000円の減額、財政安定化支援事業、健康診査事業などの一般会計繰入金3,594万6,000円の増額、歳出では、保険給付費410万円、共同事業拠出金512万5,000円、平成21年度療養給付費等負担金の確定による国庫返還金570万7,000円の増額などでございます。

議案第85号、平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額13億9,782万8,000円のうちで歳入を補正するものでございまして、平成21年度からの繰越金の確定に伴い、現計予算額の中で歳入を補正し、繰越金188万8,000円の減額を介護給付費準備基金からの繰入とするものでございます。

議案第86号、平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額1億5,914万4,000円に、歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1億5,949万円とするもので、歳入では繰越金34万6,000円の増額、歳出では広域連合への収入のあった普通徴収保険料34万6,000円を納付するための増額補正をするものでございます。

議案第87号、平成22年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出、資本的支出に係る補正で、収益的収入補正は、町道小神・秋山線石綿セメント管更新事業に伴う消火栓付替工事負担金80万円の増額、収益的支出補正の主なものは、石綿セメント管更新事業に伴う消火栓付替工事費4基分、80万円、中間払消費税234万5,000円の増額、資本的支出補正は浄水場でのインターネットによる気象情報収集用の機器購入費9万9,000円の増額でございます。

議案第88号、教育委員会委員の任命については、佐藤捷善教育委員の任期が、平成22年10月31日をもって満了となるため、その再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については、現在、川俣町には、人権擁護委員として5名の方が法務大臣から委嘱されておりますが、そのうち遠藤貴美子委員、佐藤常幸委員が、本年12月31日で任期満了となるため、引き続き人権擁護委員に再任をお願いするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございますが、これら議案等の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第5、請願の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第20号「養護老人ホームの社会福祉法人への運営移譲に関わる意見書の提出を求める請願書」を総務文教常任委員会に、請願第15号「生活道路の町道認定に関する請願書」、請願第18号「生活道路の町道認定に関する請願書」、請願第19号「石橋線の新設に伴う連絡道路の町道認定及び改良に関する請願書」、請願第21号「中丁地区の水路の分水整備に関する請願書」、以上4件を産業建設常任委員会に、請願第17号「川俣光風園の民間移譲に伴う納品業者等の配慮を求める請願書」、これを厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る6月定例会で可決されました「EPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書」、「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書」、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」、「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関する意見書、「非核三原則」の早期法制化を求める意見書は、内閣総理大臣はじめ関係大臣等へそれぞれ送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告願います。

齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） おはようございます。伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成22年8月23日、午後2時、伊達地方衛生処理組合議会臨時会は、伊達地方衛生処理組合に招集され、昆久美子議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、議案1件でありました。議案1件は審議の結果、議案どおり可決されたことをご報告を申し上げます。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方消防組合議会臨時会について報告願います。

菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 伊達地方消防組合議会の報告をする。

去る7月16日、午前10時、伊達地方消防組合臨時会が伊達消防組合に招集され、黒沢敏雄君とともに出席してまいった。

付議案件は、選挙2件、議案2件である。選挙の結果、議長に伊達市議会選出の佐藤実君、副議長に我が町選出の黒沢敏雄君が副議長に選出されたものである。また、議案2件については審査の結果、原案のとおり可決された。なお、詳細については、手もとの資料の配付のとおりである。

以上、報告とする。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会及び臨時会について報告いたします。これは議長より報告いたします。なお、報告は、この席より報告いたしますことをお許し願います。

福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成22年7月22日、午後2時、福島地方水道用水供給企業団臨時会は、摺上浄水場に招集され、出席いたしました。付議議案は、選挙1件、議案1件でありました。選挙の結果、副議長に伊達市議会選出の吉田 一政議員が選任され、議案1件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

また、平成22年8月27日、午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会が、摺上浄水場に招集され、出席いたしました。付議議案は議案1件で、審議の結果、原案のとおり認定されましたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付したとおりでありますので、報告いたします。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で一部事務組合の報告は、終わりいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第7，議報告第3号、例月出納検査等の結果について報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、例月出納検査等の結果報告は、お手もとに配付のとおりであります。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，議報告第4号、教育委員会の所管事務に関する点検評価に関する報告について、報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，報告第6号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，報告第7号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」、報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 報告第7号について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。  
(午前10時55分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午前11時10分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

日程第11，議案第58号から日程第12，議案第59号及び日程第14，議案第61号から日程第21，議案第68号までを一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

(「議事進行」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 14番。

○14番（遠藤宗弘君） 今、報告があった財政健全化に関する期日の報告なんですが、この中で、この裏のページの財政健全化審査意見書、これの文書の責任はどこになっているんですか。これ町長の審査意見書なんですか。この文書上は文書の責任者が明示されていないんですが、どこで審査した意見書なのか聞いておきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、意見書の2ページというのかな、報告第7号の中で上から5行目、なお、同号第3条第1項及び第22号第1項の規定による監査委員の意見は、別紙のとおりであるとなっております。監査委員の意見です。

○14番（遠藤宗弘君） これは別紙という扱いになるんですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 別紙扱いだそうです。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あの別紙ということになると、これは切り離してもこれ一人前の資料なんですね。ところが、どこの意見書なのか、そうなると分からなくなっちゃうと思うんですね。監査委員の意見書なら監査委員の意見書ということをごつかにやっぱり明記しておかないと、これは別紙だから監査委員の意見なんだというふうに理解しろというのかどうなのか。だから、その辺が明確になればいいわけですが、その辺をはっきりとさせておいていただきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、これは監査委員の意見だということは、企画財政課長も先ほど読み上げていますので、問題ないと思うんですが。じゃ、これ分かりにくいのであれば、もっと分かりやすい方法でこれから対応するように担当者の方でよろしくはからってください。

それでは、会議を続けます。日程第11について、先ほど読み上げた一括議題として所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、以上10件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第11, 議案第58号「第5次川俣町振興計画基本構想について」、日程第12, 議案第59号「川俣町過疎地域自立促進計画について」、日程第14, 議案第61号「公社造林契約の一部変更について」、以上3件について当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) 議案第58号、第5次川俣町振興計画基本構想について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づき、「第5次川俣町振興計画基本構想」を別紙のとおり定める。

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

それでは、振興計画基本構想(案)に基づきまして、まず、概要から説明をいたします。

本町では、少子高齢化や人口減少、地方分権改革の伸展など、大きく変化する社会経済情勢の中で適切に対応し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていくため、平成23年度を初年度とし、平成34年度を目標とする第5次振興計画の策定を進め、これまでに住民ニーズを把握するためのアンケート調査やまちづくり座談会の開催、第4次振興計画の各種施策の減少など行い、このほど本町の目指すべく将来像や、これを実現するためのまちづくりの方向性など、町政運営の基本となる第5次振興計画の基本構想をまとめたところでございます。本計画では、これまで築き上げてきたまちづくりの成果を更に発展させ、子どもたち、孫たちへの世代へ受け継いでいくため、新しい川俣町の将来像を「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」と定め、住民と行政との協働によるまちづくりを進めていきたいと考えております。

それでは、基本構想案のまず、1ページをお開きいただきたいと思います。1ページは、第1章川俣町の将来像でございますが、まず、第1節まちづくりの理念につきまして、本計画ではこれまで築き上げてきたまちづくりの成果を更に発展させ、子どもたち、孫たちの世代へと受け継いでいくために、以下の基本理念のもと、住民と行政との協働によるまちづくりを進めていきます。1番の元気と笑顔に満ちた協働のまちづくり、2番目に自然と歴史・文化を活かしたまちづくり、3番目、誰

もが安心して暮らせるまちづくり。次のページをご覧ください。2 ページ目には、第2 節川俣町の将来像としまして、「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」を定めています。続きまして、3 ページをお開きください。3 ページは、第3 節まちづくりの基本目標としまして、1、みんなでつくるまち。2、安全快適に暮らせるまち。3、安心の笑顔があふれるまち。次のページ、4 ページをお開きください。4、いきいきと学び楽しむまち。5、活気ある産業のまち。6、としまして、計画の推進を掲げてございます。次の右側の5 ページでございませぬが、第2 将来人口、世帯数の見通しということで、その将来人口の6 行目辺りからですけれども、本町においても国勢調査の実績に基づきコーホート変化率方により年齢別人口を推計すると、本計画の目標年次である平成34 年の町の総人口は、1 万2 1 5 0 人となることが予想されます。と、というようなことで見通しを計画の中に盛り込んでございます。次に、7 ページをお開きください。7 ページには第3 章としまして土地利用基本構想としまして、まず1 節区分別の土地利用の方向性としまして(1) 生活機能集中整備ゾーン、これは中心市街地を生活機能集中ゾーンと、位置づけをしましてパクトに町の機能集中をさせ、商業と地域経済の活性化を強化する、魅力ある土地利用を進めます。ということで掲げてございます。(2) 居住ゾーン、(3) レーン居住ゾーン、(4) 商業ゾーン、(5) 工業集積ゾーン(6) 里山環境ゾーン、次の、ページをお開きください。8 ページでございませぬが、この8 ページには、土地利用基本構想としまして、この図の中の赤丸の中には先ほどあげましたように、コンパクトに町の機能を集中させ、商業と地域経済の活性化を強化する魅力ある土地利用を進める。と、ということで掲げてございます。続きまして、9 ページ第4 章、思索の対抗でございませぬが[みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた]の将来像にそって思索を推進しますということで、一番左側が将来ゾーン、あとその次の所が町づくりの基本目標、一番右側が基本思索として記載のように掲げてあります。次に、10 ページをお開きください。第1 節みんなでつくる町でございませぬが、1. としまして、住民との協働で本町は自助・協働・公助による住民一人一人が主体となり、自分の町は自分でつくるという意識の元お互いが出来ることを行い、出来ないことを補い合う、補間性の原則を尊重し、住民との協働による町づくりを進めます。また、自治開発を支援し自助、協働を促進するとともに全職員を対象に自治会担当職員制度を活用し、自治会と行政の協働に努めますとしております。2. 地域活動の活性化 3. 男女共同参画の推進としております。次に、11 ページでございませぬが、安全・快適に暮らせる町としまして1、の環境保全対策の推進から次の12 ページにいきまして、最後の情報通信設備の右側の13 ページの9 公衆衛生・リサイクルの推進まで9 点について掲げてございます。その下、安心の笑顔があふれるまち、1 の健康づくり・医療の充実から次ページの14 ページでございませぬが、6 の消費者保護の推進まで6 点について掲げてございます。右側の15 ページでございませぬが、いきいきと学び楽しむまちということで、学校教育の充実から次ページにいきまして16 ページの一番下

の5の国際交流・地域間交流の促進までの5点について掲げてございます。続きまして右側の17ページでございますが、活気ある産業を育てるまちということで1、農林業の振興。2、工業の振興。3、商業の振興。次の18ページをお開きください。4、観光の振興。5、雇用対策の推進の5点について掲げております。18ページの真ん中から計画の推進ということでございますが、自立した行財政運営の確立としまして、厳しい財政状況の中、地方分権や住民ニーズの多様化に対応し、かつ自立した行政運営を図るため、行政組織や事務事業の見直し、職員の能力の開発、民間活力の導入など積極的に推進し、効果的・効率的な行政運営に努めますとしております。次に、右側の19ページの第5章重点施策でございますが、まず、1としまして、協働と地域間交流による活気あるまちづくり。2としまして、産業の活性化と雇用の創出。3としまして、積極的な子育て支援の推進。次のページをお開きください。4としまして、教育への積極的な取り組み。5としまして、中心市街地の活性化の5点を掲げてございます。

以上で第5次振興計画基本構想素案の説明とさせていただきます。

議案第59号、川俣町過疎地域自立促進計画について

過疎地域自立促進特別措置法（昭和12年法律第15号）第6条第1項の規定に基づき、「川俣町過疎地域自立促進計画」を別紙のとおり定める。

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

川俣町過疎地域自立促進計画（案）をご準備いただきたいと思っております。その前に、この計画の概要について簡単にご説明をいたします。

本町は平成14年4月1日に過疎地域として公示されたことから、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成14年度から16年度までの前期計画、平成17年度から21年度までの後期計画を策定し、総括的かつ計画的な施策の推進に取り組んでまいりました。今般、平成22年3月31日をもって、過疎地域自立促進特別措置法が執行いたしました。同法が平成28年3月31日までの6年間延長をされました。改正過疎法では、過疎債のソフト事業への拡充及び図書館、認定こども園などの対象施設が追加されるなど、過疎地域自立促進のための特別措置が拡充をされました。このような中、人口の減少に伴う地域社会における活力の低下や生活機能及び生活環境の整備など、住民生活の更なる充実と豊かさを目指すため、川俣町過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。

それでは、自立促進計画のまず1ページをお開きください。1ページにつきましては、基本的な事項としまして、(1)町の概況について（不規則発言あり）失礼しました。これは先にお配りしました川俣町地域自立促進計画（案）でございます。大変申し訳ございませんでした。これに基づきまして、簡単にご説明を申し上げた

いと思います。それでは、ただいまの川俣町過疎地域自立促進計画（案）をご準備いただきまして、その中の1ページ目をお開きいただきたいと思います。まず、1としまして、基本的な事項(1)町の概況について記載をしてございます。続きまして(2)としまして、人口及び産業の推移と動向について記載をしてございます。少し飛んでいただきまして、7ページでございますが、(3)としまして、町の行財政の状況について記載をしてございます。また飛びまして9ページ目の中で、(4)としまして、地域の自立促進の基本方針ということで記載をしております、その真ん中辺から基本方針でございますが、①さらなる協働の推進。②としまして人口減少と少子高齢化への対応。次のページ10ページをご覧くださいと思います。③としまして環境問題への対応。④としまして、産業の活性化。⑤としまして中心市街地対策。11ページをご覧くださいと思います。⑥としまして高度情報化への対応。⑦保健・医療・福祉の充実。⑧教育環境の充実。一番下から3行目から重点施策としまして①協働と地域間交流による活力あるまちづくり。次の12ページをお開きください。②としまして産業の活性化と雇用の創出。③としまして積極的な子育て支援の推進。④としまして教育への積極的な取り組み。⑤としまして中心市街地の活性化でございます。その右側の13ページでございますけれども、上から4行目からのカギ括弧からですけれども、過疎地域自立促進特別事業といたしまして、①新規雇用助成金事業。②としまして企業誘致専門員制度事業。③としまして農業活性化専門員制度事業。その下の(5)計画期間をうたっておりますが、過疎地域自立促進計画を平成22年4月1日から28年3月31日までの6か年とするということでございます。前の目次の方に戻っていただきまして、表紙から1枚を開いていただきますと、2の産業の振興につきましては、15ページから26ページまで。また、3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間の交流の促進につきましては、29ページから34ページ。4の生活環境の整備につきましては、37ページから43ページ。⑤の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、46ページから53ページ。その裏のページでございますが、6としまして医療の確保が55ページから7の教育の振興につきましては56ページから。8地域文化の振興等につきましては64ページから。9集落の整備につきましては66ページから。10その他地域の自立促進に関し必要な事項については68ページから記載して、このような形で案を策定いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明とさせていただきます。

議案第61号、公社造林契約の一部変更について  
 公社造林契約の一部を次のように変更する。

変更する公社造林契約		変更内容	
原契約締結 年月日	契約対象地	分収割合変更前	分収割合変更後
昭和45年 1月20日	山木屋字橋端山1番1	公社 100分の60 町 100分の40	公社 100分の90 町 100分の10
	山木屋字橋端山1番5		
	山木屋字世戸八山1番1		
	山木屋字世戸八山1番2		

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

公社造林の分収割合を変更するため、議会の議決を求めるものである。  
 それでは、ご説明を申し上げます。

社団法人福島県林業公社の抜本的な経営改革により、公社と川俣町において、昭和45年1月20日に契約を行いました契約面積45.42ヘクタールの公社造林契約の分収割合の変更契約について、議会の議決を求めるところでございます。

分収割合につきましては、契約時の公社100分の60、川俣町100分の40を公社100分の90、川俣町を100分の10に変更しようとするものでございます。

本案は、木材価格の長期低迷や造林経費の増大などによる公社経営環境の著しい悪化により、適正な森林整備の実行確保が危ぶまれることから、平成18年5月の林業公社通常総会において、分収割合の見直しを含む経営改善計画が示されたことに発することでございます。その経営改善計画の内容につきましては、森林の公益的機能の維持、増進への転換を基本理念に、抜本的な収支改善策を実施するというものでございます。経営改善策は、公社、県、そして土地所有者が一体となることが示されておりまして、まず、公社自らが行う改善策としまして、組織体制の見直しによる人件費、事業費等の節減、木材販売増収対策の推進があります。また、県の支援による改善策としまして、日本政策金融公庫の融資負債の切り上げ償還財源としての無利子資金26億3,500万円の貸付、23年度以降の分収計画変更等の状況によって、公社借入金の減額繰上償還の実施、新規公社借入金の中止が定められております。そして、土地所有者の協力による改善策が、今回、提案をさせていただいている分収割合の見直しとなっております。これを受け、分収割合につきましては、市町村及び個人並びに共有林等土地所有者の分収割合が、契約時の40%から市長が10%、個人、共有林等土地所有者が20%に減少することとなります。分収割合の変更は直接将来的な分収益の減少につながるものでございますので、この間、公社から町への説明や議会全員協議会において、抜本的な公社経

営改革の説明等を受けながら、対応についての検討及び協議を重ねてきたところでございます。具体的には、平成18年8月よりこれまで幾度となく行ってきた公社及び森林整備課との打ち合わせ、そして議会全員協議会への説明は、19年8月、20年7月、また11月の計3回にわたり説明を行い、公社の現状に対するご理解をいただきながら、町としては林業公社の持つ公益的機能を認めつつも、町が所有する分収林の将来的な評価損失や、町が契約の変更を行うことによる個人所有者への影響も鑑み、他の市町村の動向も考慮しながら分収割合の変更について、検討を重ねてまいりました。林業公社によりますと、川俣町及び財産区を除き、町内における林業公社と個人との契約は61件ございますが、本年8月末において約70%にあたる42件の変更契約を締結したとのことでございます。このことは公社造林地における今後の維持管理等を考慮した場合、分収割合の減少についてはいたしかたないとの判断があったとのことでございます。実際、分収造林の契約は通常人が入っていけない林地が多く、契約解除後、個人で維持管理しようとする、膨大な費用及び手間がかかることが推測されます。一方、小島、飯坂、大綱木財産区においては、同じく林業公社より経営改善内容等について説明を受け、各財産区においても、この間、協議を行ってまいりましたが、本年8月に各財産区管理会において、変更契約に同意するとした報告を受けたところでもございます。町といたしましても、これらの状況等を踏まえ、林業公社の支援を通して、森林の公益的機能の維持、増収を図る観点からもやむを得ないものと判断し、分収割合の契約を変更しようとするものであり、本議会への議案提案を決定いたしました。ここで分収割合変更による町分収益の損失見込み等の概要を申し上げますと、分収林が適正伐採齢を迎えていない中での試算は困難ではありますが、林業公社からの資料を基に算出をいたしました。現在の植栽面積に利用率85%で算定した財貨を乗じて得た現在の時価総額2,527万7,687円に対しての分収益、分収割合40%の場合1,011万1,075円、10%の場合は252万7,769円ですので、その差額758万3,306円が、契約変更による現時点での損失となる見込みでございます。ただし、これはあくまでも時価による計算でございますので、これまで廉価の外材に対して、市場での競争に遅れをとってきた国産材も年々そのシェアを拡大しており、今後の動向によってその数字は変動するものと考えられます。なお、土地所有者の分収割合は木材価格が好転し、公社の経営改革が見込まれる場合は、40%を限度として再度協議する旨の覚書を取り交わすこととしております。分収林を維持していくことは、このまま森林の損益的機能を維持することでもあり、同時に市場価値のある木材を産していくことにもつながり、それらを今後も維持していくためにも、経営改善への支援をしながら、林業公社との分収契約を継続していくことが重要であると判断し、分収割合の変更契約を提案させていただくものでございます。

以上で説明といたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13，議案第60号「川俣中学校校舎耐震補強・改修

工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 議案第60号、川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の一部変更について

次のとおり請負契約を変更する。

- 1 契約の目的 川俣中学校校舎耐震補強・改修工事
- 2 契約金額 変更前 4億3,575万円  
(うち消費税及び地方消費税2,075万円)  
変更後 4億5,524万5,350円  
(うち消費税及び地方消費税2,167万8,350円)
- 3 契約の相手方 川俣町字日和田8番地  
古俣工務店・香野建設特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社古俣工務店川俣支店 代表取締役 古俣猛  
平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明を申し上げます。

川俣中学校校舎耐震補強・改修工事は、平成22年3月25日に議会の同意を得て、契約後、工事を行っております。8月末現在の工事進捗率は約30%で、工事は順調に進んでおるところでございます。改修工事を進めている中で、当初の見込み以上の改修箇所が確認されましたので、ここに変更契約の同意を賜りたく、提案いたしますのでございます。主な変更内容といたしましては、壁のクラックと剥離改修工事を行っておりますが、足場設置後の再調査の結果、経年劣化が想定以上に進行しております。クラック及びモルタル剥離による落下などの箇所が当初計画より多数確認され、増加した部分の工事を実施するものでございます。

増加の概要でございますが、クラックの延長は1,052メートル、モルタル剥離面積839平方メートルでございます。これらは管理棟、教室棟、特別教室棟3棟の壁面におけるものでございます。また、プラネタリウムの撤去工事を計画しておりますが、プラネタリウムの天井裏の鉄骨部材の耐火皮膜材について、専門分析機関の資料分析の結果、アスベスト成分でありますクリソタイルが含まれていることが判明いたしましたので、福島県アスベスト処理マニュアルに基づき、適正な処理を実施するものであります。さらに、2か所の渡り廊下の耐震補強工事施工におきまして、防火戸の取り合い部分の劣化に伴い、既存防火戸の新たな改修工事及び既設設備配管、配線の取り外し、盛り替えが必要となったため、変更させていただくものでございます。これらの変更工事金額合計額1,949万5,350円を追加し、4億5,524万5,350円の工事請負契約と変更させていただくものでござ

います。なお、平成22年9月6日に古俣工務店・香野建設特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたしましたので、本日の議会において議決を求めるため、提案をいたしたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

新関善三君。

○9番（新関善三君）　今、課長の方から耐震補強の改修工事の金銭的な請負契約等についての説明があったわけですが、これらの金額ですね議会の同意を得るということになると、何も教育環境を整備することには何の異存もございませんけれども、主な改修箇所、場所、あるいは変更される、あるいは例えばですよプラネタリウム室を撤去するということになると、今の宇宙科学がどんどん振興している中で、ああいったものを果たして撤去して良いものかどうか、その考え等についてお聞かせいただきたいということと、工事の主な内容等につきましては列記する、あるいは明記して議会の方に示してもらおうのが適切ではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○こども教育課長（佐藤光正君）　9番　新関善三議員のご質問に答弁を申し上げます。

プラネタリウムの撤去にかかる件でございますが、プラネタリウムは川俣中学校の校舎建築、昭和48年当初から建築したものでございまして、今般の耐震診断の結果、構造上、大規模な地震に耐える施設でないという判断がされたものでございます。なお、構造上、この改修工事は多額の費用を伴うということがございました。更に、プラネタリウムは建設から年数が経っておりまして、スクリーンやレンズにカビが生じ、これらの補修が問題となっているところでございました。また、一般の町民にも利用していただくようにはしておりますが、年間の利用頻度から考えますと、福島市にございますプラネタリウムなどを利用することも1つの方法というふうに判断し、今般、撤去することに決断したものでございます。

続きましての質問でございますが、補修箇所を明記して提示すべきというご質問でございますが、主な変更でございますクラック並びにコンクリートの剥離につきましては、校舎全般にわたっておるものでございます。また、プラネタリウムにつきましては、特別教室棟の屋上にあるということにつき、口頭の説明とさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君）　ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君）　2,000万円からの追加工事を出すのにね、ただ金額だけ議会で認めるという姿なんですよこれでは。だから、やはりどっちにしろ仮契約までしたわけですから、新たな工事が発生した場所については、ちゃんと積算やなんかもされているはずですね。そういう資料を議会に出して、こことここがこういうふうな状態になったので、これだけの追加工事が発生したんですという説明ぐらいはねやっていくのが当たり前じゃないかと私は思うんですよ。これでは、とにかく議会のやつらはどうせ分からないんだから、金額だけ了解しろと言われていような

感じがしてしょうがないんですね。実はこれ総務委員会に来たって、そんな資料は全然出しも何もしないで、ただ、こういう事態が発生しましたから、クラックが予定より多く発生しているのもということでやったわけでしょ。あとこのプラネタリウムについては、これは撤去するというのは最初始まるときからのことですから、それはそれでやむを得ないと思うんですが、ただ、天井にアスベスト系が発見されたということで新たな金額が必要だということであれば、それがいくらかかるのかという、やはりこれは議会として、これ議会報告やなんかでこれ1,900万円高かかったんだ。じゃ、どういうことでそういうふうになったのと聞かれたって、これ説明しようがないんですねこれでは。だから、やはりこれは資料なり何なりをちゃんと明示して、議員の皆さんにも理解してもらったうえで、こういう金額というのは認めてもらうというのが当たり前の姿ではないかと思うので、その辺の姿勢について質しておきたいと思います。

○こども教育課長（佐藤光正君） 14番 遠藤議員のご質問に答弁を申し上げます。

変更の内容につきまして詳細な説明が不足しておりますことにつきまして、ただいまから申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、1つ目が、ガス管の配管でございますが、変更金額17万4,578円。管理棟のクラック補修278万4,570円。教室棟クラック補修298万6,000円。特別教室棟クラック補修133万4,000円。渡り廊下A棟の配線86万3,364円。渡り廊下B棟配線66万2,040円。消火設備

○議長（佐藤喜三郎君） 課長に申し上げます。

課長かなりあるんでしょ。なんか印刷物かなんかでは出せない、資料出せないの。出せる。じゃ、ちょっと休議するから、それ読み上げないで出してください。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、暫時休議します。今の資料印刷してきたものを出してもらいます。

（午前 時 分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは再開いたします。

（午前 時 分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） ただいまお配りいたしました川俣中学校校舎耐震補強工事の変更一覧でございます。

上の方から順にご説明申し上げますと、ガス工事が職員室並びに渡り廊下、家庭科室のガス配管でございまして17万4,578円でございます。管理棟のクラックにつきましては、クラック補修が384メートル延長がございまして、モルタル葺きの補修が331平方メートルでございます。金額278万4,570円。渡り廊下A棟の配線等でございますが、テレビ強調設備、拡声設備、電灯コンセント設

備並びに煙管連動防火扉、自閉設備、電気時計設備につきまして86万3,364円。渡り廊下B棟でございますが、同様にテレビ強調設備、拡声設備、電灯コンセント設備、電話配管設備につきまして66万2,040円。消火設備工事、仮設配管並びに管理棟から教室棟の校舎渡り廊下、そして教室棟校舎から特別教室棟の渡り廊下にかける消火設備工事は101万516円。防火扉改修、これは3か所でございます。251万8,280円。教室棟のクラック補修延長300メートル、モルタル葺き補修が400平方メートル。西校舎、いわゆる特別教室棟でございますが、クラック補修延長368メートル、モルタル葺き補修108平方メートル、教室棟のクラックの工事費が298万6,000円。西校舎クラックが133万4,000円。東中央校舎階段改修、管理棟並びに教室棟の2か所の階段のビニール床シート施設でございます。80平方メートルと160平方メートル合わせて3か所となります。金額87万1,650円。プラネタリウムにつきましては、アスベスト除去のための仮設工事、仮設足場並びに床面養生、壁面養生を行ったうえで、アスベストの除去を行います。更に安全設備を行ったうえで、アスベストの除去109平方メートルを行います。作業にあたっての必要となるクリーンルーム並びに保護服フィルターの設置を行い、更に粉じんの濃度策定を行う費用といたしまして347万2,415円でございます。更に、これらのアスベストの産業廃棄物の処理費でございます。養生シートまで含めまして22万6,300円で、更にこれらに共通経費を含め、更に落札率を欠けました金額に消費税を含め1,949万5,350円の変更とさせていただきますのでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） それだけ説明できるのであれば、再提出してください。金額書いたやつ。私の筆記能力ではついていけないので、なんか意図的に金額だけ抜いて出してきたように聞こえるので、これもう1回再提出してください。いかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 一応今、説明がありましたので、このまま質疑を続けます。質疑ありませんか。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 拒否したということなので、後でまた再提出を求めます。

あのプラネタリウム取り外したということなんですが、これ必要があつて付けていたはずなわけですよ。そうすれば、再構築するのが当然だと思うんですけど、その試算はしたんでしょうか。したならば、その金額いくらですか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 5番 菅野清一議員のご質問に答弁を申し上げます。

プラネタリウムの撤去に関しての当時の経過でございますが、プラネタリウムの最新の設備を使うことの方が教育効果があるということで、福島市の施設を利用することが適切であるというふうな判断に至ったために、今般の撤去工事というふうに至ったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 福島市のをえば良いということなので、現存にあるようなプラネタリウムは教育上必要ないと判断したということで、解釈して間違いないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

当初このプラネタリウムの活用等につきましては、なにせ年数が経過しております、補修費、これが非常に毎年100万円単位に近い金額が発生しております、今後、これらを使うかどうかについては、教育委員会並びに関係校長会等々も協議をしてまいったところでございます。その中で機種が非常に古いということと、それから教材としてこのまま使うかどうかについては、多額の費用がかさむと。近年、こむこむ館、福島市にございますけれども、このこむこむ館で大変最新式の機種を導入して、福島市の小中学校をはじめ近隣の小中学校、そして幼稚園の子どもたちも活用しているということで、校長会とも協議いたしました。その結果、遠足、その他の学校行事で近隣の施設を使われるのであれば、特に学校に敷設する必要はないのではないかという、そういう意見もいただきましたし、なんせその業者の方からですねこれを置くこと事態非常に危険であり、震度7程度の地震が起きれば、完全にドームは崩れますよというようなことで、これを決定したことでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 工事の進捗率が30%という段階での変更ということなんですが、当初の課長の説明だとね現場に入って初めて分かったということで言ったのは、3つだよ。劣化か所、渡り廊下、プラネタリウム、この表をもらったのを見ますと、それ以外のところあるんですねこれね。東中央階段改修とかってあるので、この表の中でよくあることですが、まあ請差が出たからここのも直すかということになりましたということとですよ、現場に入って初めて分かりましたということあるじゃないですか。なんか一緒に書かれているような気がするんですけど、本当に現場に入って分かりましたという箇所とね予算が余ったのでここのも直した方が良くから直したいんだという箇所と、的確に分かるように説明をいただきたいなと、こういうふうに思うんです。

あともう1つは、この消火設備は、渡り廊下A棟、B棟と書かれているんですけど、私どっちがA棟でB棟なのか分からないんですけど、渡り廊下の話と防火扉の話なんかは連動しているのかどうなのか。防火扉3か所というのと渡り廊下あって、渡り廊下でたぶんちゃんと閉まるんですよ。ですからそういうこともあるので、もう少しご丁寧に説明をいただきたいなと、こういうふうに思います。

あとですね、これ設計したときに、この劣化箇所分からなかったということなのかね、前面にわたってなっているという話でしょ、さっきの説明ではね。全部そうだとということなので、設計段階で漏れたのか、現場で壊してみても初めて分かったの

か、劣化というんだからたぶん見れば分かったんだろうと思うんですけど、その設計と今の段階でどうなのか。設計のときに何で分からなかったのかなど。あとプラネタリウムのアスベストもそうですよね。そのアスベスト系のものが使われていたか使われていなかったというのを設計のときに分からなかったんですかということですよ。というのは、設計がですよ不十分であると、請け負った業者さんは損しますよね、簡単に言えば。最後にさっき課長が言ったように、請差率で最後掛けるんだから。本当はもっとちゃんと設計していれば、もっと積算が高くてあるべきものが、設計が悪くて安い値段で当初やってね難しい仕事がないと思って入札したらば、アスベストが出てきた、何が出てきた、そして、請差率で掛けるといったって、アスベストなんて専門業者しかできないんだし、処分場だって専門の処分場に持っていくしかないんだから、値段下げられるかといったら、これ下げられませんよね。ですから、当初設計段階でのチェックがねクラックにしても、プラネタリウムのアスベストの問題にしてもどうだったのかね、その辺もお聞きをしておきたいと思うんです。

あと最後に、進捗率30%でこれだけ出てきたので、今後は出るのか出ないのか、その辺ひとつ十分に施工業者さんと検討して、あとは変更ないんだということで、今回の変更契約になるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは質問がたくさんありますので、休憩後に答弁をもらうことにします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

(午後0時15分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

(午後1時15分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き議案第60号の質疑を続けます。

それでは、こども教育課長答弁願います。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

変更工事の中で現場で分かったことと、そうでないものがあるのではないかとというご質問、最初の質問でございますが、現場で工事を進めるにあたって判明した工事がほとんどでございます、そうでない変更改修は、階段の改修のみでございます。

続きまして、渡り廊下と防火戸との工事の関係でございますが、渡り廊下につきましては2つの渡り廊下がございますが、これらは当初改修工事を予定しておりました方法を若干変更することといたしました。それは、火事の関係で耐震性を持たせるために、より軽くするために方法を若干変更するというものでございまして、

そのために校舎と一体とした渡り廊下にするという工法の変更でございました。これによりまして、渡り廊下から少し離れたところにあります防火戸まで工事がかかるわけですが、その際、防火戸の劣化が想定以上に激しく再設置は困難というふうに判断したものでございます。

また、劣化箇所が当初から分からなかったのかというふうなことではございますが、当初からクラックやコンクリートの剥離などにつきましては、目視により判断し、設計の中に反映しておりましたが、足場を組み、その目の高さで工事を進め、また、モルタルなどの剥離などにつきましても、実際、工事を進めるにあたりまして、想定以上にクラックが深かったり、モルタルの浮きの箇所が多かったというふうなことが判明したものでございまして、内容に基づきまして、教室棟、特別教室棟の方につきましても、再確認したものでございます。また、プラネタリウムにおけますアスベストは分からなかったのかというふうなご質問でございまして、改修工事にあたりましては、町の方からも設計業者と綿密な打ち合わせを行い、様々な情報も提供し、協議し検討してまいったところでございまして、その際でもアスベストの使用というものは判断できなかったわけではございまして、今般、解体の準備に入る際に初めて疑意が湧き検査したところ、アスベスト使用ということが分かったということではございます。

最後のご質問でございましたが、今後の変更に予定はというふうなことでございますが、管理棟の方の工事がほぼ終了に近づきまして、1つの棟の耐震改修補強工事がほぼ終わろうとしている段階で判明いたしました改修変更箇所でございますので、今の段階ではその視点に基づきまして、教室棟、管理棟の方も確認いたしましたので、今のところは変更はないものというふうには思っておりますが、いかなせん改修工事という工事の性格上、今後、全くないというふうには言い切れないかと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 申し訳ありませんでした。大変分かりやすく答弁いただきましたので、理解できました。たぶん最初からそういうふうに説明してもらえれば質問なくて、スムーズに採決にいったんだろうと思うんですよ。ですから、今、課長が言ったとおり、まだ30%の段階でのこれだけあるわけですから、当然ねあれだけの大規模工事やるわけですからまだまだ変更は出てくるんだと私も分かるわけです。ですから、今後、こういうことあった場合には、適切な資料と今のように工法が変更したなら工法変更したとこう言えばいいんですよ、私から言わせれば。それをなんかねやってみないと分からなかったみたいなことでみんなくくっちゃうからおかしくなるので、適切資料と適切な説明をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）
- 議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。  
これから議案第60号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。



- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第62号「川俣町小島財産区公社造林契約の一部変更について」、日程第16、議案第63号「川俣町飯坂財産区公社造林契約の一部変更について」、日程第17、議案第64号「川俣町大綱木財産区公社造林契約の一部変更について」、日程第18、議案第65号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第19、議案第66号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第20、議案第67号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、以上6件について、当局の説明を求めます。総務課長。
- 総務課長（仲江泰宏君） 議案第62号、川俣町小島財産区公社造林契約の一部変更について  
公社造林契約の一部を次のように変更する。

変更する公社造林契約		変更内容	
原契約締結 年月日	契約対象地	分収割合変更前	分収割合変更後
昭和54年 9月19日	大字小島字三又沢山57番	公社 100分の60 財産区 100分の40	公社 100分の80 財産区 100分の20
昭和55年 12月6日	大字小島字我樓山1番1	公社 100分の60 財産区 100分の40	公社 100分の80 財産区 100分の20
昭和61年 10月4日	大字小島字梶野山13番1	公社 100分の60 財産区 100分の40	公社 100分の80 財産区 100分の20
平成7年 1月23日	大字小島字我樓山1番1	公社 100分の60 財産区 100分の40	公社 100分の80 財産区 100分の20
平成8年 1月9日	大字小島字持子山2番1	公社 100分の60 財産区 100分の40	公社 100分の80 財産区 100分の20

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

公社造林の分収割合を変更するため、議会の議決を求めるものである。

ご説明を申し上げます。

社団法人福島県林業公社の抜本的な経営改革により、公社と小島財産区において、昭和54年9月19日、昭和55年12月6日、昭和61年10月4日、平成7年1月23日、平成8年1月9日に契約を行いました5件、契約面積合計41.30ヘクタールにかかる公社造林契約の分収割合の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

分収割合について、契約時の公社100分の60、財産区100分の40を公社100分の80、小島財産区100分の20に変更しようとするものでございます。

議案第61号と同様に林業公社の抜本的経営改革による分収割合の見直しを含む経営改善計画につきまして、平成20年8月25日に林業公社からの説明会が開催されました。その後、平成21年2月17日、平成21年6月30日と同じく公社造林を持つ飯坂、大綱木料財産区とともに打合会を開きまして検討を重ねた結果、平成21年8月11日の財産区管理会長会議で、公社の状況は理解するが、契約変更は時期尚早といったんは変更契約の見送りが決定されたところでございます。しかしながら、公社におきましては、経営改善計画を進めていくため、平成22年6月、公社からの財産区への協議要請を受け、再度検討を行った結果、小島財産区管理会として、契約変更はやむなしの結論に至ったものでございます。これらの経過を踏まえ、平成22年8月2日に小島財産区管理会臨時会が開催され、分収造林契約地の維持管理及び森林の公益的機能の維持、増進を図る観点からもやむを得ないものとの判断から変更契約について同意することが決定され、8月10日に財産区

会長から同意書の提出がなされましたことを受けまして、分収割合の契約の変更をしようとするものでございます。小島財産区の造林につきましては、杉、檜、赤松でございますが、分収割合変更による減収見込額につきましては、実際の市場で適正伐採期を迎えていない中での試算はなかなか難しい点がございますが、林業公社からの資料を基に算出いたしますと、現在の植栽面積に利用率85%で算出し、財貨を乗じて得た額、現在の時価総額約8,313万7,000円に対しての分収益、分収割合40%の場合は3,325万5,000円、20%の場合は1,662万7,000円となりますので、その差額1,662万7,000円が契約変更による現時点での損失となる見込みでございます。ただし、これはあくまでも時価による試算計算でございます。なお、変更契約時の土地所有者の分収割合は、木材価格が好転し、公社の経営改革が見込まれる場合は、40%を限度として再度協議する旨の覚書を取り交わすこととしてございます。

以上で議案第62号の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第63号、川俣町飯坂財産区公社造林契約の一部変更について公社造林契約の一部を次のように変更する。

変更する公社造林契約		変更内容	
原契約締結 年月日	契約対象地	分収割合変更前	分収割合変更後
平成 8 年 10月21日	飯坂字下切伏1番1 飯坂字下切伏1番3	公社 100分の60 財産区 100分の40	公社 100分の80 財産区 100分の20

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

公社造林の分収割合を変更するため、議会の議決を求めるものである。

ご説明を申し上げます。

社団法人福島県林業公社の抜本的な経営改革により、公社と飯坂財産区において、平成8年10月21日に契約を行った契約面積10.46ヘクタールにかかる公社造林契約の分収割合の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

分収割合について、契約時の公社100分の60、財産区100分の40を公社100分の80、飯坂財産区100分の20に変更しようとするものでございます。

小島財産区と同様に平成20年8月25日の林業公社説明会で、公社の抜本的経営改革による分収割合の見直しを含む経営改善計画について説明を受けた後、小島、大綱木両財産区管理会と打ち合わせを行うとともに、公社との協議を行いながら検討重ねた結果、平成21年8月11日の財産区管理会長会議でいったんは変更契約の見送りの決定がなされました。しかしながら、公社におきましては、経営改善計画を進めていくため、平成22年6月、公社からの個別協議要請を受けまして、再度検討を行った結果、飯坂財産区管理会として、契約変更はやむなしの結論に至ったものでございます。これらの経過を踏まえ、平成22年8月2日に飯坂財産区管

理会臨時会が開催され、分収造林契約地の維持管理及び森林の公益的機能の維持増進を図る観点からもやむを得ないものとの判断から契約変更について同意することが決定され、8月10日に財産区会長から同意書の提出がなされたことを受けまして、分収割合の契約の変更をしようとするものでございます。飯坂財産区の造林は、杉、檜でございますが、分収割合変更による分収見込額につきましては、議案第60号で申しあげましたように、現在の植栽面積に利用率85%で算出し、財貨を乗じて得た現在の時価総額約1,976万7,000円に対しての分収益は、分収割合40%の場合は約790万6,000円、20%の場合は約395万3,000円となりますので、その差額395万3,000円が契約変更による現時点での損失となる見込みでございます。なお、これはあくまでも時価による計算としてでございます。なお、小島財産区の契約同様、契約変更後の土地所有者の分収割合は、木材価格が好転し、公社の経営改革が見込まれる場合は40%を限度として再度協議する旨の覚書を取り交わすこととしてございます。

以上で議案第63号の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。  
次に、議案第64号、川俣町大綱木財産区公社造林契約の一部変更について  
公社造林契約の一部を次のように変更する。

変更する公社造林契約		変更内容	
原契約締結 年月日	契約対象地	分収割合変更前	分収割合変更後
昭和50年 12月24日	大綱木字荒町山1番 大綱木字鑄屋場2番1 大綱木字深山1番1 大綱木字深山1番4 大綱木字深山1番10 大綱木字深山2番1 大綱木字乳子岩1番2 大綱木字乳子岩1番3	公社 100分の60 財産区 100分の40	公社 100分の80 財産区 100分の20

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

公社造林の分収割合を変更するため、議会の議決を求めるものである。  
ご説明を申し上げます。

社団法人福島県林業公社の抜本的な経営改革により、公社と大綱木財産区において、昭和50年12月24日に契約を行った契約面積40.52ヘクタールにかかる公社造林契約の分収割合の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

分収割合について、契約時の公社100分の60、財産区100分の40を公社100分の80、大綱木財産区100分の20に変更しようとするものでございます。

小島、飯坂財産区と同様、平成20年8月25日の林業公社説明会で、公社の抜本的な経営改革による分取割合の見直しを含む経営改善計画について説明を受けた後、小島、飯坂両財産区管理会と打ち合わせを行うとともに、公社との協議を行いながら検討重ねた結果、平成21年8月11日の財産区管理会長会議でいったんは変更契約の見送りの決定がなされました。しかしながら、公社におきましては、経営改善計画を進めていくため、平成22年6月に管理会への公社からの協議要請を受けまして、再度検討を行った結果、大綱木区管理会として、契約変更はやむなしの結論に至ったものでございます。これらの経過を踏まえ、平成22年8月2日に大綱木財産区管理会臨時会が開催され、分取造林契約地の維持管理及び森林の公益的機能の維持増進を図る観点からもやむを得ないものとの判断から契約変更について同意することが決定され、8月10日に財産区会長から同意書の提出がなされたことを受けまして、分取割合の契約の変更をしようとするものでございます。大綱木財産区の造林は、杉、赤松でございますが、議案第63号と同様に試算いたしますと、現在の植栽面積に利用率85%で算出し、財貨を乗じて得た現在の時価総額約1,872万5,000円に対しての分収益は、分取割合40%の場合は749万円、20%の場合は約374万5,000円となりますので、その差額約374万5,000円が契約変更による現時点での損失となる見込みでございます。ただし、これはあくまでも時価による計算でございます。なお、小島、飯坂財産区の契約同様、契約変更後の土地所有者の分取割合は、木材価格が好転し、公社の経営改革が見込まれる場合は、40%を限度として再度協議する旨の覚書を取り交わすこととしてございます。

以上で議案第64号の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第65号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（給与支払の特例）

第7条の2 法第25条第2項の規定に基づき、職員に支給すべき給与から控除することができるものは、法律に定められるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- 1号 川俣町職員親和会の会費
- 2号 川俣町職員親和会がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- 3号 法第53条の規定により登録を受けた職員団体（以下「職員団体」という。）がその運営のため職員から徴収する経費
- 4号 職員団体がその構成員等のために行う福利厚生事業に係る経費、預貯金及保険料
- 5号 団体払込制度に係る生命保険料及び損害保険料
- 6号 福島県市町村職員共済組合の貸付事業の返済金及び貯金の積立金並びに

個人年金保険の掛金

7号 全国町村会が取り扱う共済事業の掛金

8号 財団法人福島県市町村職員福祉互助会の掛金

9号 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

平成22年9月9日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

職員給与からの控除の特例規定を設けるため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

職員給与からの控除の特例規定を設けるため、所要の改正を行うものでございます。本条例の改正につきましては、地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律又は条例により定められた場合を除き、全額を支払わなければならないとされており、いわゆる給与からの控除につきましては、税金や共済組合経費など法律で定めるもののほかは、条例において給料から控除するものを定めなければならないとされております。今般、総務省において、すべての地方公共団体を対象に調査を行ったところ、条例の根拠によることなく、給与からの控除を行っている都道府県及び地区町村が相当数あり、福島県内市町村においては32市町村が該当しており、速やかな是正措置について通知を受けたところでございます。当町におきましても、法で定められた以外の給与からの控除につきましては、開始時期がいつごろからなのかを特定することは確認できませんが、長年の慣例として職員の福利厚生観点から職員の合意を基本に職員親和会の会費や職員団体の福利厚生事業にかかる経費及び預金積立金などについて、給与からの控除を行ってきた状況にございました。条例の根拠によることなく、給与からの控除を行っていたことは不適切でございましたので、地方公務員法に基づき、法律で定められるもののほか、職員に支給すべき給与から控除することができるものを定めようとするものでございます。したがって、給与支払いの特例として、第7条の2を加え、職員に支給すべき給与から控除することができるものを第1号から第9号とし、定めようとするものでございます。

以上により議案第65号の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第66号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年川俣町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例

で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める」に改め、同条第1号中「、又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に、「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、「同号」を「同条」に改め、第3号を削り、第4号中「再度の」を削り、同号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

3号 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

4号 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条中「、次に掲げる事由」を「、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条中第1号及び第2号を削る。

第6条を次のように改める。

## 第6条 削除

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の目前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定により職員が申し出た計画は、同日以降は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児

休業をすることにできる職員の範囲の拡大及び再度の育児休業をすることができる特別の事情の拡大等について、所要の改正を行うものでございます。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、趣旨をうたってございますが、条文中、部分休業をすることができない職員を規定している法律第9条第1項について、当該条項が第19条第1項に繰り下げられたことから、条文を改めるものでございます。

次に、第2条は、育児休業をすることができない職員について定めておりますが、第2条中、第1号は非常勤職員、第2号は臨時的に任用される職員について、育児休業をすることができない職員として定めてございますが、法律第2条で、これらの職員は育児休業をすることができる職員から除くということが規定されておりますので、本条例で規定する必要がないため、削除を行うものでございます。

次に、第5号及び第6号は、育児休業にかかる子について、配偶者が常に育児をできる、若しくは育児休業をしている場合における職員は、育児休業をすることができないと規定してございますが、これらの場合においても、育児休業をすることができるとした改正により、第5号、第6号を削除するものでございます。

次に、第2条の2として、育児休業法第2条第1項、ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間は57日とするを新たに加えるものでありますが、本規定は最初の育児休業が子の出生の日から57日の期間内にされたものであれば、特別の事情に該当しなくとも、再度の育児休業をすることができるとするものでございます。

次に、第3条の見出しを再度の育児休業をすることのできる特別の事情を育児休業法第2条第1項、ただし書きで定める特別の事情に改めるものでございます。育児休業法第2条第1項は、育児休業の承認について定めておりますが、育児休業は、基本的に特別な事情に該当しない限り、同じ子について再度の育児休業をすることはできないとされております。その特別の事情についての改正でございます。新たに3号を加え、育児休業中の職員が負傷疾病などにより、当分の間育児できない状態が続くと見込まれ、当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員がふたたび育児ができる状態まで回復した場合には、再度の育児休業をすることができるとするものでございます。

第4号は、現在の第3号を改正し、第4号とするものであり、現在の規定では最初の育児休業の終了後、配偶者が3か月以上にわたり常に育児をしたという事実がなければ、再度の育児休業はできませんが、改正後は、最初の育児休業の終了後3か月が経過すれば、その間、配偶者が常に育児をしたという事実がなくとも、再び育児休業をすることができるとするものでございます。

第5条は、育児休業の取消しについて定めておりますが、現在の規定では育児休業中に配偶者が育児休業にかかる子を常に育児することができることとなったとき、当該育児休業の承認は取消しとなりますが、改正後は、配偶者が常にその子を育児できることとなった場合であっても、育児休業を継続することができるとした改正

を行うものでございます。

第6条は、育児部分休業をすることができない職員を規定しておりますが、本条例の改正により、条例中、部分休業をすることができない職員はなくなるため、第6条を削除するものでございます。

次に、附則につきましては、施行期日を平成22年10月1日とし、経過措置として現法の第3条第3項の規定により、再度の育児休業を申請するために提出された育児休業計画書は、改正後の第3条第4項の規定により、再度の育児休業を申請するために提出されたものとみなすということを規定するものでございます。

以上により、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年川俣町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」及び「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2項 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、町長が規則で定めるところによ

り、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下事次項において同じ。）をさせてはならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、町長が規則で定めるところにより、これらの請求を行

うことができる。

平成 22 年 9 月 9 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。  
ご説明を申し上げます。

本条例の改正は、議案第 66 号と同様に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は、時間外勤務制限の請求ができる職員の範囲の拡大について定めるものでございます。第 8 条の 3 の規定は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めておりますが、現行の規定では、配偶者が就業していない職員は、深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求の対象とはなりません。配偶者の就業の有無を問わず、請求の対象とする改正を行うため、関係条文の削除を行うものでございます。

次に、第 8 条の 3 第 2 項を新たに加え、3 歳未満の子のある職員が、育児のために請求した場合は、当該請求職員の業務を代わって処理することが著しく困難である場合を除き、時間外勤務、災害その他避けることのできない臨時の勤務を除くをさせてはならないことを規定するものでございます。

次に、附則につきましては、施行期日を平成 22 年 10 月 1 日とし、経過措置として改正後の規定による時間外勤務の免除及び時間外勤務の制限の請求は、施行の前日においても請求が可能であることを規定するものでございます。

以上により議案第 67 号の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 21，議案第 68 号「伊達地方衛生処理組合規約の変更について」、当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第 68 号、伊達地方衛生処理組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、伊達地方衛生処理組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 22 年 9 月 9 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

伊達地方衛生処理組合の施設建設に係る組合構成市町の負担割合を定めるため、議会の議決を求めるものである。

次のページをご覧ください。

伊達地方衛生処理組合規約の一部を改正する規約

伊達地方衛生処理組合規約（昭和 35 年伊達地方衛生処理組合規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、施設の建設に係るものについては、管理者が指定する日から起算して過去3年間のし尿又はごみの搬入量とする。

第15条に次の1項を加える。

- 4 一般会計の負担金は、経費をし尿処理事業特別会計及びごみ処理事業特別会計の経常費の割合に按分し、その金額にそれぞれ第2項及び前項本文の規定により算出した実績割を乗じた額の合計とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊達地方衛生処理組合格約第15条第3項ただし書の規定は、この規約の施行の日以後に着工する施設の建設から適用し、同日前に着工した施設の建設については、なお従前の例による。

ご説明申し上げます。

本町のし尿を除きます一般廃棄物の処理を行っております伊達地方衛生処理組合でございますが、平成元年12月より使用をいたしてまいりました粗大ごみ処理施設が老朽化したことに伴いまして、新しい施設を整備することとなりました。平成22年度におきましては、基本計画の策定及び環境アセスメントを実施いたします。22年度の財源は、循環型社会形成推進交付金及びごみ処理施設整備基金を充てるため、構成市町の負担はございません。施設は23年度施行でございますが、整備費の構成市町の負担割合を定めるため、今回の組合格約の改正となったものでございます。なお、21年4月に稼働開始をいたしましたし尿処理施設整備事業の事業費の負担割合は、平成18年に規約を改正し、附則を定めて、規約第15条の分布率の特例として規定をいたしました。今回は附則の改正ではなく、第15条本文の改正とし、建設費負担割合算出の原則を規定することとしたものでございます。第15条第3項の改正部分は、ただし書きを改正をし、施設建設にかかる実績割の基礎となるし尿及びごみの搬入量を管理者の指定する日から過去3年間と規定するものです。第15条に第4項を加える規定は、改正は第3条ただし書きに規定をしておりました一般会計の負担方法を第15条第4項として規定をするものでございます。

附則は、第1項で施行期日を、第2項で経過措置を定めております。施行期日は、22年10月1日とするものでございます。これは粗大ごみ処理施設整備事業費についての構成市町の負担は23年度からとなるものでございますが、構成市町の予算編成時期などを考慮いたしまして、施行期日を22年の10月1日と定めるものでございます。

経過措置は、改正後の15条第3項ただし書きの規定につきましては、この規約の施行の日、10月1日でございますが、10月1日以後に着工する施設の建設か



会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号 平成21年度川俣町水道事業会計決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第28，議案第75号「平成21年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」、当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 議案第75号 平成21年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第29，議案第76号「平成21年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、当局の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 議案第76号 平成21年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で決算関係の当局の説明を終わります。

ここで、平成21年度各会計の決算の審査結果について、斎藤代表監査委員から報告を受けます。

斎藤代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） 川俣町各会計の決算審査結果についてご報告いたします。

はじめに、川俣町各会計決算、各基金の運用状況でございますが、会計管理者、企画財政課長立会いのもと、平成22年7月30日から8月6日までの約5日間にわたり審査を行いました。その結果、各会計の決算計数並びに基金の運用状況は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、誤りもなく、関係帳簿もそれぞれの目的に沿って整理されており、会計経理も正確に執行されたことを認めます。しかしながら、徴税等の収納率については年々低下しており、今後は収納率の向上に向け、更なる取組みの強化を望むものでございます。なお、細部につきましては、皆様に配布いたしました意見書のとおりでございます。

続きまして、先ほどご指摘いただきました財政健全化審査についてでございますが、これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配布いたしました意見書のとおりであり、各比率につきましても特に問題もなく、財政の健全性は確保されているというふうに認めます。

次に、公営企業会計経営健全化審査についてでございますが、こちらも財政健全化審査と同様の理由により、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配布いたしました意見書のとおりであり、資金不足は発生しておらず、経営の健全性は確保されているというふうに認められます。

最後になりますが、今後の町政運営にあたって、国の財政構造改革の動向などを注視するとともに一般財源の確保に努め、策定中の第5次振興計画並びに平成19年度に策定した「みんなでつくるまちづくり計画」に掲げる重点事業を着実に実行し、町民との協働によるまちづくりを一層推進するよう要望するものでございます。

以上、ご報告いたします。

代表監査委員 斎藤庸夫

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は4時5分といたします。  
(午後3時50分)

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後4時05分)

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） ここでおはかりいたします。

日程第31, 議案第83号から日程第35, 議案第87号までは、平成22年度各会計の補正予算です。以上5件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、以上5件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第31, 議案第83号「平成22年度川俣町一般会計補正予算(第3号)」について、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第83号 平成22年度川俣町一般会計補正予算(第3号)について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第32, 議案第84号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」日程第33, 議案第85号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第34, 議案第86号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第84号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第85号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第86号、平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第35, 議案第87号「平成22年度川俣町水道事業会計補正予算(第2号)」について、当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第87号 平成22年度川俣町水道事業会計補正予算(第2号)について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第36, 議案第88号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第88号、教育委員会委員の任命について川俣町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
佐藤 捷義	川俣町大字鶴沢字細越 1 3 番地	昭和 1 3 年 5 月 9 日

平成 2 2 年 9 月 9 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、同意を求めらるるものである。

説明を申し上げます。

佐藤捷義委員には、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から教育委員をお願いしておりますが、委員会にあっては教育委員長として、これまで長年の教師経験と学校長としての深い識見をいかされ、その職務に精励いただいているところでございます。

佐藤捷義委員におかれましては、これまで川俣教育推進プランの策定をはじめ、幼稚園、小中学校の学習環境の整備等に関する貴重な提言をいただくなど、本町の児童、生徒の学力向上並びに情操教育に多大なご尽力をいただいております。今後、更に川俣町教育の発展のため、引き続き佐藤捷義委員を教育委員として再任したいと考え、本日、ここに提案するものでございます。なお、委員の任期は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日～平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日まででございます。よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 8 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 3 7、諮問第 1 号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 諮問第 1 号、人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
遠藤貴美子	川俣町山木屋字籠世戸山1番地	昭和27年12月5日
佐藤常幸	川俣町大字鶴沢字鶴東52番地の3	昭和31年8月9日

平成22年9月9日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものである。

それでは、説明を申し上げます。

本町におきましては、人権擁護委員として5名の方が法務大臣の委嘱を受け、毎日の暮らしの中でおきる様々な人権侵害について、憲法によって保障されている基本的人権を擁護するための種々の活動をいただいているところでございます。その5名のうち、遠藤貴美子委員、佐藤常幸委員が、本年12月31日をもちまして任期満了となりますので、引き続き人権擁護委員に再任をお願いするものでございます。

遠藤貴美子委員は、人権擁護委員として現在、4期目でありまして、地域では、川俣町交通安全母の会会長、また社会教育指導委員として活躍をされております。

佐藤常幸委員は、人権擁護委員として現在、3期目であります。地域では、川俣中学校PTA会長、また鶴沢自治会役員として活躍をされております。

任期につきましては、両委員とも法務大臣が委嘱した日から3年間となります。なお、両委員の任期は、本年12月31日でございますが、法務大臣への推薦は任期満了の日の2か月前までとされていることから、本議会に提案をするものでございます。

以上、遠藤貴美子、佐藤常幸両委員を人権擁護委員として推薦することにご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、委員会の日程等について協議願います。  
なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日10日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。11日は土曜日、12日は日曜日のため、休会といたします。13日、月曜日は、午前10時から本会議を開き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時55分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 新関善三

同 署名議員 黒沢敏雄